

地域イベントなどの
事業費を補助します

地域コミュニティ等支援事業

補助金・交付金



「こんなまちにしたい！」という想いと行動が、地域を変える大きな力になります。

この事業は、あなたの“やってみたい”を形にするための費用を支援します！地域のイベントや新しい試みを実現するために、ぜひご活用ください。

対象事業

住民が地域に関心を持ち、自主的に課題を考えながら、新たな挑戦を通じて地域の魅力を高め、イベントや活動を活性化させる取り組みを対象とします。

住民間の繋がりと交流づくり

地域のイベントや企画の開催など、住民と繋がるきっかけを創る事業



地域の魅力や出来事の発信や継承

伝統の小唄や踊りの保存継承や文化や伝統、守りたい景色を伝える事業



地域内の教育と福祉や健康の増進

地域内の学習会や研修により地域全体で意識の向上や一体感を高める事業



綺麗なまちづくり

不法投棄の収集、花植えや清掃活動などの事業



対象経費

各地区の予算額の範囲内となります。
詳しくは地区の支所にお問い合わせください。



対象団体

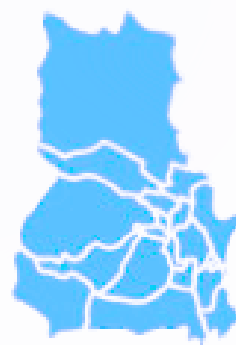
- ・町内会
- ・地域活動団体

お住まいの地域を対象に活動や事業を行っている団体で規約または会則を有する団体が対象となります。

必経だらう…

まずは支所に相談を！

お住まいの地区の支所に事業の目的や内容を伝えましょう！
まずは支所窓口で相談をお願いします！
詳しい申請方法や審査の流れも確認できます。



支援制度の活用までの流れ

連絡
・
相談

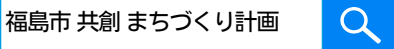
お住まいの支所に実施する事業の内容を相談

- 事業の内容により事業計画書もしくは申請書を作成します。
- 支援制度には、「まちづくり事業補助金」「地域まちづくり交付金」があります。どちらを活用出来るかは地域によって異なります。

申請のための準備

事業の条件

事業は、各地区のふくしま共創のまちづくり計画に合致していることが条件となります。
各地区の計画については、福島市のホームページをご覧ください。



対象経費

事業で使用出来る主な経費は以下のとおりです。

- 報償費 …………… 講師謝礼
- 旅 費 …………… 講師の交通費（講師負担分）
- 食糧費 …………… 講師の昼食やお茶代（団体会員の食糧は対象外）
- 消耗品費 …………… 事業に必要な物品、ワークショップや調理用の材料など
- 印刷製本費 …………… ガイドマップ、チラシ、広報誌などの制作費
- 委託費工事費 …………… 会場設営、冊子のデザイン、事業看板設置など
- 通信運搬費 …………… 切手代やWEBサービス利用料（事業に直接使用するもの）
- 保険費 …………… ボランティア保険や事業実施時の傷害保険
- 使用料及び賃借料 … 会場借上げ料、物品レンタル代、機材借上

注意事項

- 交付決定日から原則令和8年2月28日までの期間に行う事業に交付します。
- 事業開始は、福島市からの補助交付決定後となります。交付決定前に購入した物品等は、対象外となりますのでご注意ください。
- 主体的に取り組む事業や活動に係る費用を補助するものです。単に「物品を購入し設置する」ことや「委託による施設や環境の整備」は対象となりません。
- 事業完了後は、実績報告と併せて領収書や実施写真をご提出ください。

申請

審査

各地区のふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会にて事業内容の審査

- 事業の内容により採択されない場合や地区内の事業数により、申請した補助額を下回る場合があります。
- 地区によって審査の時期が異なります。

交付
決定

交付決定後、事業を開始